

令和7年度 応急手当普及員養成講習を開催します

1 応急手当普及員とは

主に自身が所属する松山市内の事業所や地域において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など）の指導を行う者として、松山市消防局長が認定した方をいいます。

応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、応急手当講習を開催することができます。

応急手当普及員資格の有効期限は認定から3年です。資格の継続を希望する場合は、再講習の受講が必要です。

2 開催日時

令和7年11月7日（金）、8日（土）、9日（日） 各日9時00分から17時45分まで

※3日間の受講が必要です。

3 開催場所

保健所・消防合同庁舎 6階 中会議室（松山市萱町6丁目30-5）

4 受講できる方

松山市に在住、もしくは通勤・通学をしている方で、3日間すべて参加できる方。

（原則18歳以上の方とします。）

5 受講申込

（1）方法 申し込みフォーム（下側のURLや二次元バーコードから申し込みいただけます）

（2）期限 令和7年10月6日（月）から10月31日（金）まで（定員に達した場合は期限内でも受付を終了します）

URL：https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9030



二次元バーコード

6 注意事項

（1）実技を含む講習です。動きやすい服装でご参加ください。

（2）開催条件（受講者数2名以上、10名以下）を設けています。あらかじめご了承ください。

（3）自然災害等の発生により、講習を中止する場合があります。

ご不明な点は、松山市消防局救急課へお問い合わせください。

TEL:089-926-9227 FAX:089-926-9187